

オミクロン株に対応した寝屋川市新型コロナウイルス対策(市立学校園等・保育所感染)に関する対処方針(2022.1.14)

新型コロナウイルス感染を防止する為、市立学校園等及び保育所関係者で発生した場合の対応は下記のとおりとする。
ただし、今後、新たな変異株が発生し見直しが必要な場合は、対応を変更するなど、適切に対処する。

対象者 (濃厚接触者)	第1段階		第2段階		第3段階	
	PCR結果判明までの対応	結果	対応		対応	
児童・生徒本人 園児本人	【小中学校・幼稚園、留守家庭児童会、保育所の場合】 濃厚接触者の児童・生徒のみ登校停止(自宅待機)とする。 なお、検査結果判明までの「学級休業」等は省略する。 (民間保育園等についても同様の要請)	陰性	小学校 中学校 幼稚園	通常登校園		
		陰性	留守家庭 児童会 保育所	通常開所		
		陽性	小学校 中学校 幼稚園	①市保健所が濃厚接触者と特定した者に対し、PCR検査を実施する。特定した者は「陰性」であっても2週間(国が濃厚接触者の隔離期間の定義を変更した場合は、それに準じた対応とする。)の自宅待機とする。 ②濃厚接触者を除く、当該クラスの児童・生徒全員及び担任にPCR検査(全員スクリーニング検査)を実施し、結果が判明するまでは学級休業とする。 ③上記①、②の検査で ＜クラス内で「陽性」が確認されなかった場合＞ ・当該クラスを再開する。 ＜クラス内で新たに「陽性」が確認された場合＞ ・当該クラスを学級休業とする。その期間はクラス内の感染者数の「規模」や感染者の「症状」により、市保健所と協議の上、「3日～10日」の間で定める。ただし、学級休業期間の決定後、新たな感染が確認された場合は、10日の範囲内で期間を延長することがある。		「学年休業」や「学校休校」の実施の有無又は実施した場合の休業期間等については、感染状況を踏まえ、市保健所の指導の下、10日の範囲内で決定する。
陽性	留守家庭 児童会	①市保健所が濃厚接触者と特定した者に対し、PCR検査を実施する。特定した者は「陰性」であっても2週間(国が濃厚接触者の隔離期間の定義を変更した場合は、それに準じた対応とする。)の自宅待機とする。 ②濃厚接触者を除く、当該クラスの児童全員及び担任にPCR検査(全員スクリーニング検査)を実施し、結果が判明するまではクラス休業とする。 ③上記①、②の検査で ＜クラス内で「陽性」が確認されなかった場合＞ ・当該クラスを再開する。 ＜クラス内で新たに「陽性」が確認された場合＞ ・当該クラスを休業とする。その期間はクラス内の感染者数の「規模」や感染者の「症状」により、市保健所と協議の上、「3日～10日」の間とする。ただし、クラス休業期間の決定後、新たな感染が確認された場合は、10日の範囲内で期間を延長することがある。	「完全休会」等の実施の有無又は実施した場合の休業期間等については、感染状況を踏まえ、市保健所の指導の下、10日の範囲内で決定する。			
陽性	保育所	①市保健所が濃厚接触者と特定した者に対し、PCR検査を実施する。特定した者は「陰性」であっても2週間(国が濃厚接触者の隔離期間の定義を変更した場合は、それに準じた対応とする。)の自宅待機とする。 ②濃厚接触者を除く、当該クラスの児童全員及び担任にPCR検査(全員スクリーニング検査)を実施し、結果が判明するまではクラス休業とする。 ③上記①、②の検査で ＜クラス内で「陽性」が確認されなかった場合＞ ・当該クラスを再開する。 ＜クラス内で新たに「陽性」が確認された場合＞ ・当該クラスを休業とする。その期間はクラス内の感染者数の「規模」や感染者の「症状」により、市保健所と協議の上、「3日～10日」の間とする。ただし、クラス休業期間の決定後、新たな感染が確認された場合は、10日の範囲内で期間を延長することがある。	「完全休所」等の実施の有無又は実施した場合の休業期間等については、感染状況を踏まえ、市保健所の指導の下、10日の範囲内で決定する。			
教職員本人	【小中学校・幼稚園、留守家庭児童会、保育所の場合】 濃厚接触者の教職員のみ出勤停止(自宅待機)とする。 なお、検査結果判明までの「学年休業」等は省略する。 (民間保育園等についても同様の要請)	陰性	小学校 中学校 幼稚園	通常登校園		
		陰性	留守家庭 児童会 保育所	通常開所		
		陽性	担任	①市保健所が濃厚接触者と特定した者(担任するクラスの児童・生徒、教職員)に対し、PCR検査を実施する。特定した者は「陰性」であっても2週間(国が濃厚接触者の隔離期間の定義を変更した場合は、それに準じた対応とする。)の自宅待機とする。 ②濃厚接触者を除く、担任するクラスの児童・生徒全員及び全教職員にPCR検査(全員スクリーニング検査)を実施し、結果が判明するまでは完全休校園とする。 ③上記①、②の検査で ＜クラス内で児童・生徒に「陽性」が確認されなかった場合＞ ・当該クラスを再開する。 ＜クラス内で児童・生徒に「陽性」が確認された場合＞ ・当該クラスを学級休業とする。その期間はクラス内の感染者数の「規模」や感染者の「症状」により、市保健所と協議の上、「3日～10日」の間で定める。ただし、学級休業期間の決定後、新たな感染が確認された場合は、10日の範囲内で期間を延長することがある。 ＜他の担任教職員に「陽性」が確認された場合＞ ・当該教職員が担任するクラスの児童・生徒に対し、再び同様のオペレーションを行う。 ＜担任外教職員に「陽性」が確認された場合＞ ・その教職員が担当する児童・生徒に対し、下記の担任外のケースのオペレーションを行う。		「学年休業」や「学校休校」の実施の有無又は実施した場合の休業期間等については、感染状況を踏まえ、市保健所の指導の下、10日の範囲内で決定する。
		陽性	担任外	①市保健所が濃厚接触者と特定した者(担当するクラスの児童・生徒、教職員)に対し、PCR検査を実施する。特定した者は「陰性」であっても2週間(国が濃厚接触者の隔離期間の定義を変更した場合は、それに準じた対応とする。)の自宅待機とする。 ②濃厚接触者を除く、市保健所が必要と判断した当該教職員が担当するクラスの児童・生徒にPCR検査(部分スクリーニング検査)を実施するとともに、全教職員にPCR検査(全員スクリーニング検査)を実施し、結果が判明するまでは、完全休校園とする。 ③上記①、②の検査で ＜クラス内で児童・生徒に「陽性」が確認されなかった場合＞ ・当該クラスを再開する。 ＜クラス内で児童・生徒に「陽性」が確認された場合＞ ・上記の児童・生徒・園児本人が「陽性」となった場合と同様のオペレーションとする。 ＜担任教職員に「陽性」が確認された場合＞ ・当該教職員が担任する児童・生徒に対し、上記の担任のケースのオペレーションを行う。 ＜他の担任外教職員に「陽性」が確認された場合＞ ・その教職員が担当する児童・生徒に対し、再び同様のオペレーションを繰り返す。		「学年休業」や「学校休校」の実施の有無又は実施した場合の休業期間等については、感染状況を踏まえ、市保健所の指導の下、10日の範囲内で決定する。
陽性	留守家庭 児童会	①市保健所が濃厚接触者と特定した者に対し、PCR検査を実施する。特定した者は「陰性」であっても2週間(国が濃厚接触者の隔離期間の定義を変更した場合は、それに準じた対応とする。)の自宅待機とする。 ②濃厚接触者を除く、当該職員が担当するクラスの児童全員及び全職員にPCR検査(全員スクリーニング検査)を実施し、結果が判明するまでは完全休会とする。 ③上記①、②の検査で ＜クラス内で児童に「陽性」が確認されなかった場合＞ ・当該クラスを再開する。 ＜クラス内で児童に「陽性」が確認された場合＞ ・当該クラスを休業とする。その期間はクラス内の感染者数の「規模」や感染者の「症状」により、市保健所と協議の上、「3日～10日」の間で定める。ただし、クラス休業期間の決定後、新たな感染が確認された場合は、10日の範囲内で期間を延長することがある。 ＜他の職員に「陽性」が確認された場合＞ ・その職員に対し、再び同様のオペレーションを繰り返す。	「完全休会」等の実施の有無又は実施した場合の休業期間等については、感染状況を踏まえ、市保健所の指導の下、10日の範囲内で決定する。			
陽性	保育所	①市保健所が濃厚接触者と特定した者に対しPCR検査を実施する。特定した者は「陰性」であっても2週間(国が濃厚接触者の隔離期間の定義を変更した場合は、それに準じた対応とする。)の自宅待機とする。 ②濃厚接触者を除く、当該職員が担当するクラスの児童全員及び全職員にPCR検査(全員スクリーニング検査)を実施し、結果が判明するまでは完全休所とする。 ③上記①、②の検査で ＜クラス内で児童に「陽性」が確認されなかった場合＞ ・当該クラスを再開する。 ＜クラス内で児童に「陽性」が確認された場合＞ ・当該クラスを休業とする。その期間はクラス内の感染者数の「規模」や感染者の「症状」により、市保健所と協議の上、「3日～10日」の間で定める。ただし、クラス休業期間の決定後、新たな感染が確認された場合は、10日の範囲内で期間を延長することがある。 ＜他の職員に「陽性」が確認された場合＞ ・その職員に対し、再び同様のオペレーションを繰り返す。	「完全休所」等の実施の有無又は実施した場合の休業期間等については、感染状況を踏まえ、市保健所の指導の下、10日の範囲内で決定する。			

・学校園、保育所における検査は、「濃厚接触者に対する検査」、「全員スクリーニング検査」(クラスや教職員等全員を対象とした検査)、「部分スクリーニング検査」(クラスや部活動の一部を対象とした検査)の3種類のPCR検査として制度化しています。

・濃厚接触者の判断については、市保健所等による疫学調査で判断されます。

・大規模なクラスターの発生が確認又は予見される場合には、市保健所と協議する中で、「学年休業」「完全休校園」等の措置をとる場合があります。

・いずれの休業の場合でも、1つの学級の休業期間が10日を超えることはありません。

・中学校の部活動において、顧問の教職員又は生徒の感染が確認された場合は、市保健所が濃厚接触者と判断した部員等にPCR検査を実施します(「陰性」であっても2週間(国が濃厚接触者の隔離期間の定義を変更した場合は、それに準じた対応とする。)の自宅待機となります)。

それ以外の部員等には、必要に応じてスクリーニング検査としてPCR検査(部分スクリーニング検査)を実施します。新たに「陽性」が確認された場合は、10日範囲内で休部とします。

★1 児童・生徒等がPCR検査を受検する場合には、保護者に文書での説明を行い、同意書の提出を依頼いたします(同意書が無い場合は受検できません)。

★2 濃厚接触者として特定された方は2週間(国が濃厚接触者の隔離期間を変更した場合は、それに準じた対応とする。)または「3日～10日」間の学級休業の場合はそれぞれ指定された期間、感染拡大防止のため、自宅待機をお願いします。

★3 完全休校の場合、★2で自宅待機となっている児童・生徒以外の外出については差し支えありません。

★4 小中学校で★2で自宅待機となっている間は、「授業動画配信」を行います(詳細は学校から連絡があります)。